

屋久都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の決定

都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように決定する。

「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」

(別添のとおり)

理由

都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年5月19日法律第73号)において，都市計画法(昭和43年法律第100号)第6条の2が追加され，一体の都市として総合的に整備し，開発し，及び保全すべき区域として都道府県が指定している全ての都市計画区域について，都道府県が都市計画に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」を定めることとなった。

都市計画区域の整備，開発及び保全の方針は，おおむね20年後の都市の姿を展望し，長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともにその実現に向けての大きな道筋を明らかにする，都市計画の基本的な方向性を示すものとして定める必要がある。また，具体の都市計画は，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

このようなことから，屋久都市計画区域においては，「活力とうるおいに満ちた文化豊かなすこやか郷土」を基本理念として，都市づくりを目指すこととし，都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を平成16年に定めたところである。

策定から10年が経過し，この間屋久島町の誕生や，都市計画事業の進捗など社会状況に変化があったことから，都市計画区域の拡大を機に，見直しを行うものである。

屋久都市計画
都市計画区域の整備，開発
及び保全の方針

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	2
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	2
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	3
① 主要用途の配置の方針	3
② 土地利用の方針	3
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	4
① 交通施設の都市計画の決定の方針	4
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	5
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	6
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	7
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	7
② 市街地整備の目標	7
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	7
① 基本方針	7
② 主要な緑地の配置の方針	8
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	8
④ 主要な緑地の確保目標	8

1. 都市計画の目標

1) 当該都市計画区域の都市づくりの基本理念

屋久都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の熊毛地域の屋久島に位置し、宮之浦を起点とし尾之間を終点とする県道上屋久屋久線の都市間を連絡する幹線道路が通っている。

屋久島は、中央に九州最高峰の宮之浦岳をはじめ標高1,500mを超える山々が連なり、亜熱帯気候で年間を通じて雨が多く、樹齢千年以上の屋久杉をはじめとして非常に豊かな植生を有し、1993年12月に日本で初めて世界自然遺産に登録された。

本区域の位置する屋久地域は、木材加工業を主要産業として発展してきた。明治維新後に森林の約8割を国有林とし、昭和に入ってから、国有林野事業に伴う木材の搬出のための基盤整備が図られた。昭和34年に町制施行で屋久町となり、その後、平成19年に旧上屋久町と合併して屋久島町となった。

本区域には、行政区域人口の約2割が居住しているが、少子高齢化が進むとともに、過疎化も進行しつつある。また、安房地域には、古くから立地する商業施設や宿泊施設があるものの、これらの機能の衰退が目立っている。

このように、世界自然遺産に登録された雄大な自然、昔から居住する人々が築きあげた伝統と文化、自然とのふれあいを主とした観光機能等の特性を持つまちであり、人と自然の「共生」を目指したまちづくりを進めていくものとし、

「活力とうるおいに満ちた文化豊かなすこやか郷土」

を本区域の都市づくりの基本理念とする。

この基本理念を実現するために、次の3つの基本方針に基づき、住みやすくコンパクトなまちづくりを進める。

■ 利便性の高い、人に優しいまちづくり

自然環境の保全や循環型社会の構築など、自然との共生を重視したまちづくりを進めるとともに、バリアフリーやユニバーサルデザインの概念を導入した都市施設整備を進め、利便性の高い、人に優しいまちづくりを目指す。

■ 誰もが快適居住を感じるまちづくり

豊かな自然環境や美しい景観との調和を考慮しつつ、秩序ある土地利用の誘導、道路・公園など生活に密接に関わる都市基盤の整

備を進め、誰もが快適性を感じる居住環境の形成を図る。

■自然体験が可能なまちづくり

観光機能を中心とした交流や連携が求められる中で、地域特性を活用し、自然環境体験型レクリエーションなどの拠点の形成を目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 安房・^{まつみね}松峯地域

安房地域を本区域における生活・業務等の諸活動を支える中核的な機能集積を図るため「都市中心核」として位置づける。

松峯地域は、安房地域の中心的機能を補完する役割を担うとともに、県道上屋久屋久線沿線の商業機能の向上を図る。また、快適な居住環境と利便性の高い機能を形成する。

県道上屋久屋久線は、上屋久地域との連携を担う広域都市軸として位置づけ、観光・文化等の広域的な文化交流機能の充実に図る。

また、安房川を水と緑の軸に位置づけ、自然の保全と親水性の保全に努める。

② 春牧・平野地域

安房川右岸の春牧地域は、戸建て住宅と周辺農地及び自然環境と一体となった田園住宅地として位置づけ、都市計画道路等の都市基盤整備を図る。また、春田浜海水浴場は、海水浴等の夏のレジャーポイントであることから、レクリエーション拠点として位置づける。

平野地域は、昔からの農村住宅が県道上屋久屋久線沿線を中心に分布しており、集落地においては、良好な居住環境の形成を図る。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口は、減少傾向を示していることより、今後も、減少すると予測される。

また、産業の見通しについては製造品出荷額、商品販売額とも

に減少傾向となることが予測され、商工業による将来的な土地需要は、現市街地内の未利用地の活用により対応可能で、急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないと判断される。

一方、市街地を取り囲む自然的環境については、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法の土地利用規制等により十分保全できるものと判断される。

以上のことから、本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

屋久島町総合センター周辺から安房川までの地域及び県道上屋久屋久線沿線は、市街地の魅力や拠点性の向上に向けた賑わいあふれる商業地として位置づける。また、公共施設や金融機関も集中していることから、業務地としても位置づける。

商業・業務地については、安房川沿いの魅力を活かし、自然の魅力にあふれるゆとりのある歩行者空間の形成に努める。

b 流通業務地

安房港周辺を流通業務地として位置づける。

本地区には、鹿児島から種子島経由の高速船や貨物船の寄港があり、船舶の安全性の向上のため港湾機能の充実に努める。

c 住宅地

都市計画道路中通り線及び都市計画道路本通り線の沿線では、宅地化が進みつつあり、うるおいのある快適な住宅地として位置づける。

住宅地では、日常生活に必要な商業店舗をある程度許容するとともに、背後の自然と一体となった良好なまちなみ景観の形成に努める。

宅地化が進みつつある松峯地域については、快適な居住環境と利便性の高い機能を形成するため道路等の都市基盤整備を進める。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

本区域の中心的地域である安房地域は、商業業務機能をはじめと

する諸機能の強化を図るため、既設店舗の改装、駐車場スペースの確保により、商店街の活性化を図り、利用しやすい商業空間の形成に努める。

b 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地の狭あい道路の解消、合併処理浄化槽の整備を進め、居住環境の改善に努める。

松峯地域の県道上屋久屋久線沿線については、良好な居住環境の形成を図る。

c 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内には、都市計画決定された若宮児童公園と安房墓園が整備されているが、都市公園が不足している。今後は、人口規模と適正な誘致圏を考慮した都市公園の適宜配置と整備を進める。

d 優良な農地との健全な調和に関する方針

松峯地域から平野地域などに広がる農業生産基盤整備が実施された農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

e 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地崩壊危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険溪流の流域、及び土砂災害特別警戒区域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

f 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

良好な自然環境を形成している海岸線沿い及び本区域の境界付近の樹林地は、引き続き自然環境や生態系の保全に努める。

g 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

安房川右岸の高台に位置する春牧地域では、快適な居住環境と利便性の向上を目指した田園居住空間の形成に努める。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

屋久島は円形に近い島で、本区域内の道路網は島を一周する県道と市街地や観光地等を連絡する県道が骨格となっており、町道がこれらを補完する形となっている。

今後は、沿線の自然環境保護を図りつつ、道路の維持・保全等の管理体制の整備を図る。

安房地域では、買い物客に対する駐車場等の整備を図り、集客性と利便性の向上に努めることにより、商業地の魅力の向上や中心市街地の活性化を図る。また、春牧、平野の地域では日常の生活利便性を支える生活道路の整備を図り、快適な生活を送るための居住環境づくりを目指す。

このような状況を踏まえ、本区域の交通体系は、次のような基本方針に基づき、整備を進める。

○広域的な交流・連携を強化するため、主要幹線道路の整備を進めるとともに、松峯地域を外周する環状道路の整備を図る。

○歩行者の安全性、快適性を確保するため、交通施設等へのユニバーサルデザインの概念の導入を図る。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完成を図り、未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

本区域は、屋久地域の玄関口であるとともに中心地であることから、広域交通に対処するとともに、都市内の交通を円滑に処理するため、以下の道路を配置し、整備を図る。

種 別	配 置 の 方 針
主要幹線道路	都市間の円滑な交通を確保するため、以下の道路を配置し、整備を図る。 南北方向を結ぶ道路： 都市計画道路 3・4・1 号本通り線（県道上屋久屋久線）
都市幹線道路	都市内の円滑な交通に資する都市幹線道路として、以下の道路を配置し、整備を図る。 都市内の道路：都市計画道路（仮称）松峯通線（町道松峯主要幹線 1 号支線）

イ その他

種 別	配 置 の 方 針
駐車場等	商店街の利便性の向上を目指すため、官民一体となって駐車場を配置し、整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、以下のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	都市幹線道路： 都市計画道路（仮称）松峯通線 （町道松峯主要幹線 1 号支線）

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本区域においては生活様式の変化に伴い、生活雑排水処理対策が環境衛生上重要な課題となっており、「生活排水処理施設整備構想」に基づき、生活排水処理施設の整備を進めていくものとする。

生活環境の改善、公共用水域の水質保全の観点から、合併処理浄化槽等の設置を進める必要がある。また、今後は市街化の動向に応じて、公共下水道の整備について検討を行う。

一方、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく、被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうらおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

本区域の地域特性に応じた適切な生活排水処理対策を図り、いずれかの方法において、概ね 20 年後にはほぼ全域で処理可能となることを目標とする。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

本区域において、地域特性に応じた適切な排水処理方法を適用する。

イ 河川

本区域には、安房川等の河川がある。これらの河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行う。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

健康で文化的な都市活動と都市機能の向上、良好な生活環境の確保を図るため、長期的な展望に立ち、人口の動向や市街化の状況に対応して、ごみ処理施設等を整備するとともに、ごみの減量化、分別収集の徹底に努め、環境負荷の軽減を図る。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理については、ごみの増加、焼却施設の老朽化等の問題が生じていたことから、泊川地域に一般廃棄物処理施設屋久島クリーンサポートセンターを配置した。また、産業廃棄物処理施設については一湊（区域外）に配置されている。

イ し尿処理施設

し尿処理施設については、小瀬田（区域外）にクリーンセンターが配置されている。今後とも、環境に配慮した衛生的な処理体制の維持に努める。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行う。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域の市街地においては、土地区画整理事業による計画的かつ一体

的な市街地整備を図ることで、健全な市街地環境の形成に努めるものとする。

地区名	整備方針
松峯地区	県道上屋久屋久線沿線については、土地区画整理事業等の導入を検討し、良好な居住環境の形成を図る。

② 市街地整備の目標

概ね 10 年以内に実施する予定の主要な事業はないが、市街化の動向を勘案しながら整備の検討を行う。

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

屋久島は、中央部に九州の最高峰宮之浦岳をはじめとする高峰がそびえる島である。湿潤気候の高山として、年間 4,000mm～10,000mm もの多雨に恵まれていること等から、樹齢数千年のヤクスギをはじめとして極めて特異な森林植生を有している。

こうした優れた環境は世界自然遺産に登録され、厳正な保全が義務づけられている。また、それに近接した区域内の良好な自然環境についても保全する必要がある。

今後、身近に近接した自然環境を保全しつつ、スポーツ・レクリエーション需要、災害時における避難地の確保、観光機能と連携を図る等、各種機能に応じた公園・緑地の適正な配置を図る。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全 系統の配 置	安房川沿岸	本区域の中心地を流れている安房川は、沿岸には自然地形、自然植生がみられるとともに、自然景観や親水性等の観点から、その保全に努める。
	安房港周辺 の海岸部	ハイビスカスやガジュマル等の熱帯系植物が多くみられることから、重要な地域資源として保全に努める。
b レクリエーション 系統の配 置	市街地	既存の公園配置の状況、レクリエーションニーズの動向、人口規模及び誘致距離等を考慮しつつ、都市公園の適正な配置を検討する。

	健康の森公園	安房川右岸に総合公園を整備し、レクリエーション拠点の形成を図る。
c 防災システムの配置	区域全体	水害、土砂災害防止のため、保水機能を有する森林等、土砂流出を抑える斜面緑地等の保全に努める。
	安房の市街地	地震火災時における安全性を確保するため、公園、学校、その他公共空地等の避難場所、防災拠点等を市街地内に体系的に配置するとともに、避難路やオープンスペースの確保を図る。
d 景観構成システムの配置	安房川	安房川は、良好な景観を有することから、その保全に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

本区域の中心地区となる松峯地域については、都市公園の適宜配置を検討する。

また、本区域周辺の樹林地や海岸沿いの熱帯系の植物帯については、その保全を図るとともに、必要に応じて緑地保全地区、風致地区等の指定を検討する。

④ 主要な緑地の確保目標

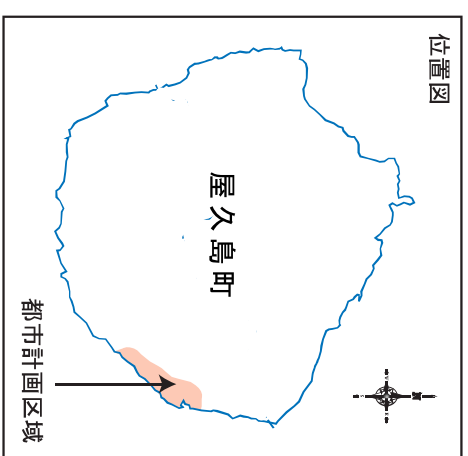
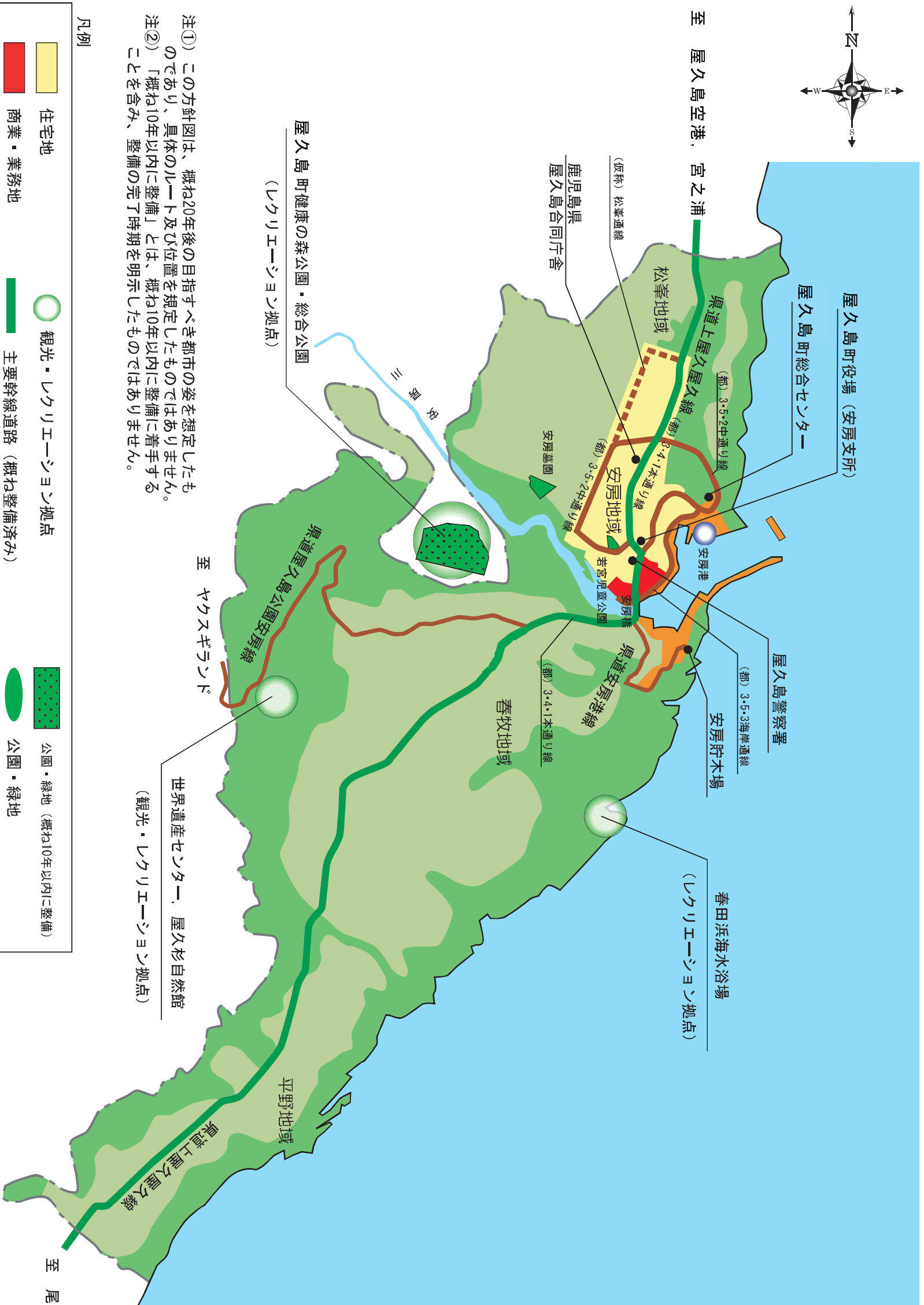
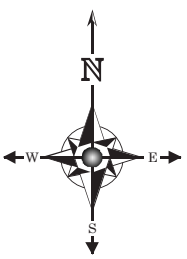
a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

概ね 10 年以内に公園等の指定をおこなう予定はないが、必要に応じて指定の検討を行う。

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区の指定をおこなう予定はないが、必要に応じて指定の検討を行う。

屋久都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体のルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

- | | | | | | |
|--|--------|--|---------------------|--|--------------------|
| | 住宅地 | | 観光・レクリエーション拠点 | | 公園・緑地 (概ね10年以内に整備) |
| | 商業・業務地 | | 主要幹線道路 (概ね整備済み) | | 公園・緑地 |
| | 流通業務地 | | 主要幹線道路 (概ね10年以内に整備) | | 河川・海・湖沼 |
| | 農業ゾーン | | 都市幹線道路 (概ね整備済み) | | 港湾 |
| | 樹林地ゾーン | | 都市幹線道路 (概ね10年以内に整備) | | 都市計画区域界 |

